○農林水産省令第六十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第七条第一号及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）第三条第一項の規定に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日　　農林水産大臣　西川　公也

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（精製の方法）

第一条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項の農林水産省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　高糖度原料糖（令第三条第一項に規定する高糖度原料糖をいう。以下同じ。）から砂糖水以外の砂糖を精製する場合　高糖度原料糖を水に加温溶解させ、得られた溶液の不純物を物理的方法により除去した後、当該溶液をしよ糖として晶出し、得られた結晶を乾燥させる方法

二　高糖度原料糖から砂糖水を精製する場合　高糖度原料糖を水に加温溶解させ、得られた溶液の不純物及び色素を物理的及び化学的方法により除去する方法

第二条中「算出は」の下に「、高糖度原料糖」を加え、同条の表精製糖の項の前に次のように加える。

高糖度原料糖	○・九八五

附　則

（施行期日）

1　この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第二条の規定は、高糖度原料糖（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第三条第一項に規定する高糖度原料糖をいう。以下同じ。）のうち、その輸入申告（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第五条第一項に規定する輸入申告をいう。以下同じ。）がこの省令の施行の日以後であるものについて適用し、高糖度原料糖のうち、その輸入申告が同日前であるものについては、なお従前の例による。

○農林水産省令第六十九号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三十二条第二項第三号の規定に基づき、関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日　　農林水産大臣　西川　公也

関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令

関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

1　関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号に掲げる物品（以下「高糖度原料糖」という。）から砂糖水以外の砂糖を精製する場合　高糖度原料糖を水に加温溶解させ、得られた溶液の不純物を物理的方法により除去した後、当該溶液をしよ糖として晶出し、得られた結晶を乾燥させる方法

2　高糖度原料糖から砂糖水を精製する場合　高糖度原料糖を水に加温溶解させ、得られた溶液の不純物及び色素を物理的及び化学的方法により除去する方法

附　則

この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

○経済産業省令第六十四号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第三条第一項、第四条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第六条第一項並びに第七条第一項の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）の一部を次のとおり改正する。

第二条を次のように改める。

（法第三条第一項の経済産業省令で定める者）

第二条　法第三条第一項の経済産業省令で定める者は、オーストラリアに輸出される物品の生産者であって、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号。以下「令」という。）第一条第十三号に掲げる経済連携協定（以下「日オーストラリア協定」という。）に基づく第一種特定原産地証明書の発給を申請しようとする者とする。

第三条第一項第五号中「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号。以下「令」という。）」を「令」に改め、「（法第二条第二項に規定する締約国をいう。）」を削る。

第六条第一項の表に次のように加える。

十三　日オーストラリア協定	様式第三十二　様式第三十三

第七条第十二項中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

13　法第四条第二項、第三項及び第五項の経済産業省令で定める事項は、日オーストラリア協定にあっては、次のとおりとする。

一　自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、オーストラリアの税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ　日オーストラリア協定第三・二十一条第二項(b)の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ　日オーストラリア協定第三・二十一条第二項(c)の規定に基づき、証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ハ　日オーストラリア協定第三・二十一条第二項(d)の規定に基づき、証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者に対し、当該証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

二　証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者は、オーストラリアの税関当局による前号ハの方法による確認を受ける際には、日オーストラリア協定第三・二十二条及び第三・二十三条の規定を十分に読むべきこと。

三　オーストラリアが、日オーストラリア協定第三・二十一条第二項(d)に規定する訪問を書面により要請した場合において、日本国政府は、その施設に訪問を受ける証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。